

令和7年度の最低賃金改定に対応して 従業員の賃金を引き上げた 中小企業等を支援します

該当者1人につき

3万円を助成

申請受付期間

令和8年2月26日～5月31日16:00

※予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了します。
早めの申請をおすすめします。

【対象となる事業者】

以下を満たす中小企業または個人事業主

(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者)

- ✓ 県内に本社・主たる事業所、または支店・営業所があること
- ✓ 県内の事業所で常時使用する従業員（雇用保険の被保険者）を1名以上雇用していること
- ✓ 福島県税に未納がないこと
- ✓ 過去に助成金等の不正受給処分を受けていないこと
- ✓ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
- ✓ 暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないこと

※「みなし大企業」や一部の公益法人等は対象外となります。

【助成要件】

要件	内容
賃上げの対象時期	令和7年9月5日から令和8年1月1日 (賃金の支給が令和8年2月以降となったものを含む)
賃上げ対象従業員	県内事業所に勤務する労働者のうち、雇用保険被保険者
賃上げ額	(ア) 時給1,018円以下の従業員の賃金を 1,033円以上に引き上げていること。 (イ) 最低1月以上、引上げ後の賃金支給実績があり、 申請時点でもその金額以上を継続していること。
その他	該当する労働者を申請後1年以上雇用する見込みであること。 (有期雇用の場合においても、申請後1年以上雇用する見込みであること)

申請は特設WEBサイトからの【電子申請のみ】です。



1. 登録



2. 申請



3. 審査・決定



4. 助成

必須書類

- ☒ 対象従業員一覧
- ☒ 助成対象従業員に係る賃金改定月の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ☒ 賃金台帳の写し(賃金改定月分及び賃金改定月の前月分)
- ☒ 振込先の口座に関する情報が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ☒ 履歴事項全部証明書 ※法人の場合
- ☒ 開業届の写し又は直近の確定申告書の写し ※個人事業主の場合

福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金事務局
10:00~16:00 (土・日・祝を除く)

☎ 050-5865-3572

✉ office@f-chinage.jp

最新情報・申請受付
は特設サイトを
ご確認ください。



www.f-chinage.jp